

八 交換により取得した資産の圧縮記帳

改 正 後	改 正 前
<p>(交換の対象となる耕作権の範囲)</p> <p>9-6-4 .....</p> <p>.....同法第3条第1項、第5条第1項又は第18条第1項.....</p> <p>.....</p>	<p>(交換の対象となる耕作権の範囲)</p> <p>9-6-4 .....</p> <p>.....同法第3条第1項、第5条第1項又は第20条第1項.....</p> <p>.....</p>

九 連結事業年度の連結欠損金

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(適格合併等に係る特定資本関係法人が2以上ある場合の特定資本関係が生じた日の判定)</u></p> <p><u>11-1-5 法第81条の9第4項第4号(連結欠損金の繰越しに係る制限)の規定の適用に当たり、連結親法人が2以上の特定資本関係法人(法第57条第5項(青色欠損金の繰越しに係る制限)に規定する「特定資本関係法人」をいう。以下11-1-5において同じ。)との間で当該連結親法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資を行った場合に、同項に規定する特定資本関係(以下11-1-5において「特定資本関係」という。)が生じた日がいつであるかは、当該連結親法人と各特定資本関係法人(当該連結親法人との間において令第112条第9項において読み替えて準用する同条第7項(共同で事業を営むための適格合併等)に規定する要件を満たしている場合の当該特定資本関係法人を除く。)との間において特定資本関係が生じた日のうち最も遅い日をいうことに留意する。</u></p>

十 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

改 正 後	改 正 前
<p>(第3号に掲げる場合に該当しない場合)</p> <p>11-2-5 .....</p> <p>.....第33条第4項.....第33条第6項.....第33条第7項.....第33条第4項.....</p>	<p>(第3号に掲げる場合に該当しない場合)</p> <p>11-2-5 .....</p> <p>.....第33条第3項.....第33条第5項.....第33条第6項.....第33条第3項.....</p>

十一 特定資産に係る譲渡等損失額

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>(特定適格合併等に係る特定資本関係法人が2以上ある場合の特定資本関係が生じた日の判定)</u></p> <p>12-2-5 <u>連結法人が2以上の特定資本関係法人との間で当該連結法人を合併法人等とする法第62条の7第1項(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)に規定する特定適格合併等を行った場合における同項の規定の適用上、同項に規定する特定資本関係の生じた日がいつであるかは、当該連結法人と各特定資本関係法人(当該連結法人との間において令第112条第9項(共同で事業を営むための適格合併等)において読み替えて準用する同条第7項に規定する要件を満たしている場合の当該特定資本関係法人を除く。)との間において特定資本関係が生じた日のうち最も遅い日をいうことに留意する。</u></p>

十二 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益

改 正 後	改 正 前
<p>(他の連結グループに加入した後に離脱した連結法人の時価評価損益等)</p>	<p>(他の連結グループに加入した後に離脱した連結法人の時価評価損益等)</p>

13-2-3 .....

(注) .....

1 .....

2 .....

3 .....

4 .....

5 .....

13-2-3 .....

(注) .....

1 .....

2 .....

3 .....

4 .....

5 .....

6 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 26 条の 6 第 11 項(連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

十三 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

改 正 後	改 正 前
(譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算)	(譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算)
14-2-2 .....	14-2-2 .....
(1) .....	(1) .....
(2) .....	(2) .....
(3) .....	(3) .....
(4) .....	(4) .....
(5) .....	(5) .....
(6) .....	(6) .....
(7) .....	(7) .....
(8) .....	(8) .....
(9) .....	(9) .....

改 正 後	改 正 前
(10) .....	(10) ..... (11) <u>阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律</u> (以下 14-2-2 において「震災特例法」という。) 第 21 条《 <u>特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例</u> 》 (12) <u>震災特例法第 26 条の 6</u> 《 <u>連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例</u> 》

#### 十四 所得税額の控除

改 正 後	改 正 前
(未収利子又は未収配当等に対する所得税の控除) 19-2-3 ..... .....当該利子及び配当等（同条第 1 項の利子等については当該連結事業年度終了の日までにその利払期の到来しているものに、 <u>同項の配当等についてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限る。</u> ）.....	(未収利子又は未収配当等に対する所得税の控除) 19-2-3 ..... .....当該利子及び配当等（利子等については、当該連結事業年度終了の日までにその利払期の到来しているものに限る。）.....

#### 十五 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
(外国法人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い) 19-3-1 ..... (注) ..... ..... <u>同条第 11 項</u> .....	(外国法人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い) 19-3-1 ..... (注) ..... ..... <u>同条第 17 項</u> .....

## 第2款 外国法人税の控除

(源泉徴収の外国法人税等)

19-3-4 .....  
.....令第141条第2項第3号(外国法人税の範囲).....

(国外からの利子、配当等について送金が許可されない場合の外国税額の控除)

19-3-7 .....

(連結国外所得金額の計算における連結欠損金の繰越控除等の不適用)

19-3-10 .....法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)(法第68条の4(公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算)の規定により個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限る。)及び法第81条の9(連結欠損金の繰越し)並びに措置法第68条の62の2(対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特

## 第2款 外国法人税の直接控除

(源泉徴収の外国法人税等)

19-3-4 .....  
.....令第141条第2項第3号(外国法人税の範囲等).....

⑥ いわゆる源泉控除により配当等の額から控除される金額がある場合には、その控除後の金額が法第81条の15第8項(連結事業年度における外国税額の間接控除)に規定する配当等の額となることに留意する。

(国外からの利子、配当等について送金が許可されない場合の外国税額の控除)

19-3-7 .....

⑥ 国外の者から支払を受ける配当等の額につき本文の取扱いを適用する場合には、同条第8項(連結事業年度における外国税額の間接控除)の規定(法第69条第8項(外国税額の間接控除)の規定を含む。)の適用年度もその配当等の額を収益として計上することとなる日の属する連結事業年度以後の連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)となることに留意する。

(連結国外所得金額の計算における連結欠損金の繰越控除等の不適用)

19-3-10 .....法第81条の9(連結欠損金の繰越し)並びに措置法第68条の105の2.....

改 正 後	改 正 前
<p>例) 並びに第 68 条の 105 の 2 ……………</p> <p>(販売費、一般管理費等の配賦)</p> <p>19-3-12 ……………</p> <p>① ……………</p> <p>2 <u>当該連結事業年度に受けた配当等の収入金額のうち法第 23 条の 2 第 1 項(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)の規定の適用を受ける配当等(以下 19-3-13 までにおいて「外国子会社配当等」という。)の収入金額がある場合における外国子会社配当等に係る「国外業務に係る売上総利益の額」は、外国子会社配当等の収入金額から当該連結事業年度において同項の規定により益金の額に算入されない金額を控除した金額によることに留意する。</u></p> <p>(負債利子の配賦)</p> <p>19-3-13 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>① ……………</p> <p>2 <u>算式の「国外業務に係る資産」及び「国外源泉所得の発生の源泉となる貸付金、有価証券等」に、外国子会社配当等に係る株式又は出資がある場合には、当該算式における当該株式又は出資に係る「国外業務に係る資産(……)の帳簿価額」及び「有価証券等(……)の当該連結事業年度中の平均残高」の計算は、当該株式又は出資の帳簿価額から当該帳簿価額に当該連結事業年度における外国子会社配当等の収入金額のうち法第 23 条</u></p>	<p>(販売費、一般管理費等の配賦)</p> <p>19-3-12 ……………</p> <p>① ……………</p> <p>(負債利子の配賦)</p> <p>19-3-13 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>① ……………</p>

の2第1項(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)の規定により益金の額に算入されない金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額による。

- 3 .....
- 4 .....
- 5 .....

(評価損益等の配賦)

- 19-3-17 .....
- (1) .....
- .....法第33条第2項及び第3項.....同条第4項.....
- .....
- (2) .....
- (3) .....
- (4) .....

(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)

- 19-3-20 .....
- .....法第81条の5.....第81条の15第8項.....
- ...

(外国法人税を課さないことの意義)

- 19-3-21 .....
- .....令第155条の27第3項(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額).....

- 2 .....
- 3 .....
- 4 .....

(評価損益等の配賦)

- 19-3-17 .....
- (1) .....
- .....法第33条第2項.....同条第3項.....
- .....
- (2) .....
- (3) .....
- (4) .....

(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)

- 19-3-20 .....
- .....法第81条の4の2.....第81条の15第10項.....
- .....

(外国法人税を課さないことの意義)

- 19-3-21 .....
- .....令第155条の27第3項(個別控除対象外国法人税の額とされないもの).....

改 正 後	改 正 前
<p>(外国法人税額の高率負担部分の判定)</p> <p>19-3-22 ……令第155条の27第1項(<u>外国税額控除の対象とならない外国法人税の額</u>) ……</p> <p>(予定納付等をした場合の高率負担部分の判定)</p> <p>19-3-23 ……</p> <p>……………令第155条の27第1項(<u>外国税額控除の対象とならない外国法人税の額</u>) ……</p> <p>(注) ……</p> <p>……………<u>令第155条の35第1項</u>……………</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における連結法人株式の帳簿価額修正額の取扱い)</p> <p>19-3-24 令第155条の27第2項第1号(利子等に係る外国法人税の額のうち<u>外国税額控除の対象とならない外国法人税の額</u>)及び規則第37条の4第1項第1号(<u>外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る総収入金額等</u>) ……</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における譲渡損益調整額の取扱い)</p> <p>19-3-25 令第155条の27第2項第1号(利子等に係る外国法人税の額のうち<u>外国税額控除の対象とならない外国法人税の額</u>) ……</p> <p>規則第37条の4第1項第1号(<u>外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る総収入金額等</u>) ……</p> <p>(注) ……</p>	<p>(外国法人税額の高率負担部分の判定)</p> <p>19-3-22 ……令第155条の27第1項(<u>個別控除対象外国法人税の額とされないもの</u>) ……</p> <p>(予定納付等をした場合の高率負担部分の判定)</p> <p>19-3-23 ……</p> <p>……………令第155条の27第1項(<u>個別控除対象外国法人税の額とされないもの</u>) ……</p> <p>(注) ……</p> <p>……………<u>令第155条の39第1項</u>……………</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における連結法人株式の帳簿価額修正額の取扱い)</p> <p>19-3-24 令第155条の27第2項第1号(利子等に係る外国法人税の額のうち<u>個別控除対象外国法人税の額とされないもの</u>)及び規則第37条の4第1項第1号(<u>個別控除対象外国法人税の額とされないものの計算に係る総収入金額等</u>) ……</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における譲渡損益調整額の取扱い)</p> <p>19-3-25 令第155条の27第2項第1号(利子等に係る外国法人税の額のうち<u>個別控除対象外国法人税の額とされないもの</u>) ……</p> <p>規則第37条の4第1項第1号(<u>個別控除対象外国法人税の額とされないものの計算に係る総収入金額等</u>) ……</p> <p>(注) ……</p>



(外国法人税の額から控除されるもの)

19-3-28 令第155条の27第2項(利子等に係る外国税額控除の対象とならない外国法人税の額) ……………

(事業の区分)

19-3-29 ……………令第155条の27第2項第1号から第3号まで(利子等に係る外国税額控除の対象とならない外国法人税の額) ……………

(注) ……………

(所得率等が変動した場合の取扱い)

19-3-30 ……………

(注)1 ……………

2 ……………令第155条の27第2項(利子等に係る外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)又は第142条の3第2項(利子等に係る外国税額控除の対象とならない外国法人税の額) ……………

(総収入金額)

19-3-31 ……………令第155条の27第2項第1号(利子等に係る外国税額控除の対象とならない外国法人税の額) ……………規則第37条の4第1項若しくは第2項(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る総収入金額等) ……………

(棚卸資産の販売による収入金額)

19-3-34 規則第37条の4第3項(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る売上総利益の額) ……………

(外国法人税の額から控除されるもの)

19-3-28 令第155条の27第2項(利子等に係る個別控除対象外国法人税の額とされないもの) ……………

(事業の区分)

19-3-29 ……………令第155条の27第2項第1号から第3号まで(利子等に係る個別控除対象外国法人税の額とされないもの) ……………

(注) ……………

(所得率等が変動した場合の取扱い)

19-3-30 ……………

(注)1 ……………

2 ……………令第155条の27第2項(利子等に係る個別控除対象外国法人税の額とされないもの)又は第142条の3第2項(利子等に係る控除対象外国法人税の額とされないもの) ……………

(総収入金額)

19-3-31 ……………令第155条の27第2項第1号(利子等に係る個別控除対象外国法人税の額とされないもの) ……………規則第37条の4第1項若しくは第2項(個別控除対象外国法人税の額とされないものの計算に係る総収入金額等) ……………

(棚卸資産の販売による収入金額)

19-3-34 規則第37条の4第3項(個別控除対象外国法人税の額とされないものの計算に係る売上総利益の額) ……………

改 正 後	改 正 前
<p>(棚卸資産の販売以外の事業に係る収入金額)</p> <p><u>19-3-35</u> 規則第37条の4第3項かっこ書(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る売上総利益の額) ……………</p> <p><u>(連結法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該連結法人に対して課せられる外国法人税の額)</u></p> <p><u>19-3-36</u> 令第155条の27第5項第2号並びに第6項第1号及び第2号(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)に規定する外国法人税の額には、その所在地国でいわゆるパス・スルー課税が適用される事業体で、我が国においては外国法人に該当するものの所得のうち、その所在地国において構成員である連結法人に帰せられるものとして計算される金額に対して課される外国法人税の額が含まれる。</p> <p>(個別欠損金額を有する連結法人の連結控除限度個別帰属額)</p> <p><u>19-3-37</u> ……………</p> <p>……………<u>19-3-37</u>……………</p> <p>(前3年内連結事業年度において外国法人税額を損金算入した場合の個別控除余剰額の取扱い)</p> <p><u>19-3-38</u> ……………</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(棚卸資産の販売以外の事業に係る収入金額)</p> <p><u>19-3-35</u> 規則第37条の4第3項かっこ書(個別控除対象外国法人税の額とされないものの計算に係る売上総利益の額) ……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(個別欠損金額を有する連結法人の連結控除限度個別帰属額)</p> <p><u>19-3-36</u> ……………</p> <p>……………<u>19-3-36</u>……………</p> <p>(前3年内連結事業年度において外国法人税額を損金算入した場合の個別控除余剰額の取扱い)</p> <p><u>19-3-37</u> ……………</p> <p style="text-align: center;"><u>第3款 外国子会社に係る外国法人税の間接控除</u></p> <p><u>(配当等に含まれるもの)</u></p>

(廃止)

19-3-38 法第 81 条の 15 第 8 項(連結事業年度における外国税額の間接控除)の「外国子会社から受ける剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配」には、会社法第 454 条第 5 項(中間配当)に規定する金銭の分配に類するもの(以下この節において「中間配当」という。)及び法第 24 条(配当等の額とみなす金額)の規定により配当等の額とみなされるもの(以下 19-3-46 において「みなし配当」という。)が含まれる。

(外国子会社の要件のうち「その状態が継続していること」の意義)

(廃止)

19-3-39 令第 155 条の 35 第 1 項(連結法人に係る外国子会社の要件)の配当等の額の支払義務が確定する日以前 6 月以上継続しているかどうかの判定において、同項第 1 号の各連結法人が当該配当等の額の支払義務が確定する日以前 6 月以上の期間(以下 19-3-40 において「株式保有期間」という。)継続して連結法人であったかどうかは問わないことに留意する。

(租税条約の適用がある場合の外国子会社の判定)

19-3-40 連結法人に係る法第 81 条の 15 第 8 項(連結事業年度における外国税額の間接控除)に規定する外国子会社の判定において、その判定の対象となる外国法人が租税条約によりその外国法人の同項に規定する発行済株式又は出資の総数又は総額(その有する自己の株式又は出資を除く。)に係る保有割合が軽減されている相手国の外国法人である場合には、各連結法人が保有している当該外国法人の発行済株式又は出資の数又は金額を合計した数又は金額の保有割合が 25%未満であっても、当該連結法人が当該租税条約に定める保有割合以上の株式又は出資を株式保有期間を通じて有するときは、当該連結法人については同項の規定の適用があることに留意する。

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(当該連結事業年度前の事業年度において受領した配当等に係る間接控除の取扱い)</u></p> <p><u>19-3-41 連結法人が、当該連結事業年度前の各事業年度において法第 69 条第 8 項(外国税額の間接控除)に規定する外国子会社に該当しない外国法人から同項に規定する配当等の額を受けている場合には、当該外国法人の当該配当等の額に係る事業年度の所得に対して外国法人税が課された日が当該連結事業年度であり、当該課された日において、連結法人及び当該連結法人との間に連結完全支配関係を有する他の連結法人が当該外国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額(その有する自己の株式又は出資を除く。)の 25%以上を保有しているときであっても、当該連結事業年度において法第 81 条の 15 第 8 項(連結事業年度における外国税額の間接控除)の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(本店所在地国以外の国又は地域で課された外国法人税)</u></p> <p><u>19-3-42 法第 81 条の 15 第 8 項(連結事業年度における外国税額の間接控除)の「外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額」には、同項に規定する外国子会社(以下 19-3-43 までにおいて「外国子会社」という。)がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域(以下 19-3-42 において「本店所在地国」という。)において課された外国法人税の額のほか、当該本店所在地国以外の国又は地域において課された外国法人税の額(以下 19-3-42 において「本店所在地国以外の国の外国法人税の額」という。)が含まれる。この場合において、当該外国子会社が当該本店所在地国における外国法人税の課税上、当該本店所在地国以外の国の外国法人税の額につき同条の規定に類する制度に基づいて税額控除の適用を受けているときは、その控除後の税額が当該本店所在地国において課された外国法人税の額となることに留意する。</u></p>

(廃 止)

(注) 本文の「本店所在地国以外の国の外国法人税の額」には、当該外国子会社が納付する我が国の法人税、所得税、道府県民税及び市町村民税（都民税を含み、均等割に係るものを除く。）の額が含まれるものとする。

(配当等を受けることとなる日)

19-3-43 法第 81 条の 15 第 8 項(連結事業年度における外国税額の間接控除)の規定は、外国子会社から配当等を受けることとなる日の属する連結事業年度以後の連結事業年度において適用があるのであるが、この場合の配当等を受けることとなる日は、2-1-30 又は 2-1-31(剰余金の配当等の帰属の時期等)により当該配当等の額を収益として計上することとなる日による。ただし、連結法人が、外国子会社から中間配当を受けた場合には、当該中間配当を受けた日の属する連結事業年度においては当該中間配当の額につき同項の規定を適用しないで、当該中間配当の額に係る外国子会社の事業年度の所得からされる剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配（中間配当を除く。以下 19-3-44 までにおいて「確定配当」という。）を受けることとなる日の属する連結事業年度以後の連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において、当該中間配当の額と当該確定配当の額との合計額を同項又は法第 69 条第 8 項(外国税額の間接控除)に規定する配当等の額とし、かつ、当該中間配当に係る外国源泉税の額（令第 155 条の 36 第 1 項第 1 号ロ(連結法人の外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)に規定する外国源泉税の額をいう。以下 19-3-43 において同じ。）と当該確定配当に係る外国源泉税の額との合計額を法第 81 条の 15 第 8 項又は第 69 条第 8 項に規定する配当等の額に係る外国源泉税の額としてこれらの規定の適用を受けることとしているときは、これを認める。

(注) 1 本文ただし書による場合においても、当該中間配当の額は、その受けることとなる日の属する連結事業年度において生じた国外源泉所得として法

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p>	<p><u>第 81 条の 15 第 1 項(連結事業年度における外国税額の控除)に規定する連結控除限度個別帰属額の計算に含めることに留意する。</u></p> <p><u>2 本文ただし書の取扱いは、当該中間配当を受けた日の属する事業年度が連結事業年度に該当せず、かつ、当該事業年度において当該中間配当の額につき法第 69 条第 8 項の規定を適用しなかった場合も、同様とする。</u></p> <p><u>(中間配当があった場合の基準事業年度)</u></p> <p><u>19-3-44 連結法人が当該連結事業年度において法第 81 条の 15 第 8 項(連結事業年度における外国税額の間接控除)に規定する外国子会社から受ける中間配当の額につき同項の規定の適用を受ける場合又は当該連結事業年度前の連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)において同項又は法第 69 条第 8 項(外国税額の間接控除)に規定する外国子会社から受けた中間配当の額につき法第 81 条の 15 第 8 項又は第 69 条第 8 項の規定の適用を受け、かつ、当該連結事業年度においてその中間配当の額に係る当該外国子会社の事業年度の所得からされた確定配当の額につき法第 81 条の 15 第 8 項の規定の適用を受ける場合における令第 155 条の 36(連結法人の外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)の規定の適用については、次のことは次による。</u></p> <p><u>(1) 中間配当については、当該中間配当の額の計算の基礎となった期間を同条第 2 項第 1 号イに規定する基準事業年度(以下この節において「基準事業年度」という。)とし、当該期間について予定納付等をした外国法人税の額を同条第 1 項第 1 号に規定する配当等の額に係る事業年度の外国法人税の額とする。</u></p> <p><u>(2) 確定配当については、当該確定配当の額と当該中間配当の額との合計額につき当該合計額の計算の基礎となった期間を当該合計額に係る基準事業年度</u></p>

として同条第3項(配当等の額に係る事業年度に2以上の外国法人税が課された場合等の調整)の規定を適用する。

(廃止)

(配当等に充てることができる部分の金額)

19-3-45 令第155条の36第2項第1号イ(連結法人の外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)の「配当等の額に充てることができる部分の金額」とは、同項第4号の規定により計算した配当等の額に係る事業年度の所得の金額から次に掲げるような金額を控除した金額をいう。

- (1) 当該所得の金額に対して課される外国法人税の額
- (2) 同項第3号に規定する優先配当の額
- (3) 損金の額に算入されない租税公課の額で外国法人税以外のもの、損金の額に算入されない役員給与の額その他当該所得の金額から社外に流出する金額(配当等の額を除く。)
- (4) 当該外国子会社に係る関係会社等の所得の全部又は一部が当該外国子会社の所得であるものとみなされたことにより当該所得の金額が増加した場合におけるその増加した部分の金額

(廃止)

(みなし配当に係る基準事業年度)

19-3-46 連結法人が法第81条の15第8項(連結事業年度における外国税額の間接控除)に規定する外国子会社(以下19-3-59までにおいて「外国子会社」という。)からみなし配当を受けた場合における当該みなし配当の額に係る基準事業年度は、当該外国子会社の当該みなし配当の額に係る2-1-30の(4)(剰余金の配当等の帰属の時期)に定める日の属する事業年度の直前の事業年度とする。

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(配当等の額に係る事業年度の所得の金額)</u></p> <p><u>19-3-47 令第155条の36第1項(連結法人の外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)に規定する当該事業年度の所得の金額を計算する場合における同条第2項第4号の規定の適用については、次のことは次による。</u></p> <p><u>(1) 同号の「外国子会社が当該配当等の額を算出する基礎として計算した所得の金額」は、当該外国子会社はその決算において計上した利益の額(当該利益の額の計算上費用として控除した法人税に相当する税の額がある場合には、当該税の額に相当する金額を加算した金額とする。)</u>とする。</p> <p><u>(2) 同号の「本店所在地国の外国法人税に関する法令により計算される当該事業年度の所得の金額」は、当該所得の金額の計算上法第57条、第58条及び第59条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等)の規定に類する制度により損金の額に算入された欠損金額がある場合には、当該欠損金額に相当する金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>(3) 同号イ及び(1)の「法人税に相当する税」には、外国法人税のほか、外国法人税に附帯して課される附帯税に相当する税その他これに類する税が含まれる。</u></p> <p><u>(4) 同号ロの「外国法人税を課さないこととされた所得」には、非課税所得のほか、益金の額に算入されないこととされた配当等の額が含まれる。</u></p>
(廃 止)	<p><b>第4款 外国孫会社に係る外国法人税の間接控除</b></p>
(廃 止)	<p><u>(間接控除における外国孫会社の判定)</u></p> <p><u>19-3-48 連結法人が法第81条の15第8項(連結事業年度における外国税額の間接控除)の規定を適用する場合において、当該連結法人に係る外国法人が外国子会社に該当するかどうかの株式保有割合の判定は、各連結法人が保有す</u></p>



る当該外国法人の株式又は出資を合計した数又は金額（以下 19-3-48 において「株式等の合計数」という。）が、当該外国法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額（以下 19-3-48 において「発行済株式等」という。）の 25%以上であるかどうかにより行うのであるが、外国法人が同条第 11 項（連結法人の外国孫会社に係る外国税額の間接控除）に規定する外国孫会社に該当するかどうかの判定は、各連結法人が一の外国子会社を通じて間接に保有する当該外国法人の株式等の合計数が、当該外国法人の発行済株式等の 25%以上であるかどうかにより行うのであるから留意する。

（廃 止）

（外国孫会社の外国法人税の額）

19-3-49 19-3-42 は、法第 81 条の 15 第 11 項（連結法人の外国孫会社に係る外国税額の間接控除）の「外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額」の取扱いについて準用する。

（廃 止）

（外国孫会社から配当等の額を受ける日）

19-3-50 令第 155 条の 41 第 5 項（連結法人の外国孫会社の配当等に係る外国法人税額の計算等）に規定する「配当等の額を受ける日」とは、外国子会社が連結法人であるとした場合に 2-1-30 又は 2-1-31（剰余金の配当等の帰属の時期等）により当該配当等の額を収益として計上することとなる日による。

（廃 止）

（中間配当があった場合の外国孫会社の基準事業年度等）

19-3-51 19-3-44 は、外国子会社が外国孫会社（法第 81 条の 15 第 11 項（連結法人の外国孫会社に係る外国税額の間接控除）に規定する外国孫会社をいう。以下この節において同じ。）から中間配当の額と当該中間配当の額に係る当

改 正 後	改 正 前
	<p><u>該外国孫会社の事業年度の所得からされた確定配当の額とを受ける場合における令第155条の41第2項及び第3項(連結法人の外国孫会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)の規定により読み替えて準用される令第155条の36第2項(連結法人の外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)の規定の適用について準用する。</u></p> <p>(廃止) <u>(外国孫会社の配当等に充てることができる部分の金額)</u></p> <p><u>19-3-52</u> 19-3-45は、令第155条の41第3項(連結法人の外国孫会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)の規定により読み替えて準用される令第155条の36第2項第1号イ(連結法人の外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)の「配当等の額に充てることができる部分の金額」の取扱いについて準用する。</p> <p>(廃止) <u>(外国孫会社のみなし配当に係る基準事業年度)</u></p> <p><u>19-3-53</u> 外国子会社が外国孫会社からみなし配当(法第81条の15第11項(連結法人の外国孫会社に係る外国税額の間接控除)に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配の額に含まれる令第150条の3第2項(外国孫会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)の規定により剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされるものをいう。以下19-3-53において同じ。)を受けた場合における当該みなし配当の額に係る基準事業年度は、当該外国孫会社の当該みなし配当の額に係る2-1-30の(4)のイ、ロ又はハ(剰余金の配当等の帰属の時期)に定める日の属する事業年度の直前の事業年度とする。</p> <p>(廃止) <u>(外国孫会社の配当等の額に係る事業年度の所得の金額)</u></p>

第3款 その他

(外国法人税の換算)

- 19-3-39 .....
- .....19-3-39.....
- (1) .....
- イ .....
- ロ .....
- .....19-3-39.....
- (2) .....
- (3) .....

19-3-54 19-3-47は、令第155条の41第2項(連結法人の外国孫会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)に規定する当該事業年度の所得の金額を計算する場合における同条第3項の規定により読み替えて準用される令第155条の36第2項第4号(連結法人の外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)の規定の適用について準用する。

第5款 その他

(外国法人税の換算)

- 19-3-55 .....
- .....19-3-55.....
- (1) .....
- イ .....
- ロ .....
- .....19-3-55.....
- (2) .....
- (3) .....
- (4) 外国子会社の配当等の額に係る事業年度の所得に対して課される外国法人税のうち当該外国子会社に係る連結法人が納付したとみなされるもの 次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる為替相場
- イ 外国子会社からの配当等を受ける日の属する当該連結法人の連結事業年度終了の日までに当該外国子会社に対して課された外国法人税の額のうち当該連結法人が納付したとみなされる部分の金額については、当該配当等の額の換算に適用する為替相場
- ロ 同日後に当該外国子会社に対して課された外国法人税の額のうち当該連結法人が納付したとみなされる部分の金額については、その課された日の

改 正 後	改 正 前
<p>(4) …………… ……………(1)から(3)まで……………</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>属する当該連結法人の連結事業年度終了の日の 17-1-2 (外貨建取引及び発生時換算法の円換算) に定める電信売買相場の仲値 (以下 19-3-57 において同じ。)。ただし、継続適用を条件として、イの為替相場によることができる。</u></p> <p><u>(注) 外国子会社に対して課された外国法人税の額のうち連結法人が納付したとみなされる部分の金額の計算は、当該外国子会社とその会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により行うものとする。</u></p> <p>(5) …………… ……………(1)から(4)まで……………</p> <p><u>(外国孫会社の外国法人税の換算)</u></p> <p><u>19-3-56 外国子会社の本店所在地国の通貨と外国孫会社の本店所在地国の通貨とが異なる場合において、当該外国孫会社の所得に対して課された外国法人税の額のうち法第 81 条の 15 第 11 項 (連結法人の外国孫会社に係る外国税額の間接控除) の規定により当該外国子会社の所得に対して課されたものとみなされる外国法人税 (以下 19-3-58 までにおいて「外国孫会社に係る外国法人税」という。) の額については、当該外国子会社が当該外国孫会社から受けた同項に規定する配当等の額の換算に適用した当該外国子会社の本店所在地国の外国為替の売買相場により換算した当該外国子会社の本店所在地国の外貨換算額による。</u></p> <p><u>(注) 1 「外国孫会社に係る外国法人税の額」の計算は、当該外国孫会社とその会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により行うものとする。</u></p> <p><u>2 外国子会社に対して課された外国法人税 (外国孫会社に係る外国法人税を含む。) の額のうち当該外国子会社に係る連結法人が納付したとみなされ</u></p>

る部分の金額の計算及び円換算は、19-3-55 の(4)により行うものとする。

(廃 止)

(外国子会社の外国法人税が減額された場合の換算)

19-3-57 連結法人が外国子会社から受けた配当等の額に係る当該外国子会社の外国法人税の額につき法第 81 条の 15 第 8 項(連結事業年度における外国税額の間接控除)の規定の適用(同条第 9 項の規定によりみなして適用する場合を含む。)を受けた連結事業年度後の連結事業年度又は法第 69 条第 8 項(外国税額の間接控除)の規定の適用(同条第 9 項の規定によりみなして適用する場合を含む。)を受けた事業年度後の連結事業年度において当該外国法人税の額が減額されたため、これにつき令第 155 条の 40(連結法人の外国子会社の所得に対して課される外国法人税が減額された場合の特例)の規定の適用がある場合には、同条第 1 項の規定による個別減額控除対象外国法人税額とみなされる金額の計算は当該外国子会社はその会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により行うものとし、その計算された金額の円換算は、その減額があった日の電信売買相場の仲値によるものとする。

(注) 連結法人が納付した外国法人税の額が減額されたため、これにつき令第 155 条の 39(連結事業年度 において外国法人税が減額された場合の特例)の規定の適用を受ける場合におけるその減額に係る還付金の額の円換算は、17-1-2(外貨建取引及び発生時換算法の円換算)等に定めるところによるのであるから留意する。

(廃 止)

(連結法人に係る外国孫会社の外国法人税が減額された場合の換算)

19-3-58 外国子会社の本店所在地国の通貨と外国孫会社の本店所在地国の通貨とが異なる場合において、当該外国子会社に係る連結法人が法第 81 条の 15 第 11 項(連結法人の外国孫会社に係る外国税額の間接控除)の規定の適用(同

改 正 後	改 正 前
<p>(連結国外所得金額等の計算の明細書の添付) <u>19-3-40</u> .....</p>	<p><u>条第 12 項の規定によりみなして適用する場合を含む。)</u> を受けた連結事業年度において当該外国孫会社の外国法人税の額が減額されたため、これにつき令第 155 条の 41 第 6 項(連結法人の外国孫会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)の規定により読み替えて適用される令第 155 条の 40(連結法人の外国子会社の所得に対して課される外国法人税が減額された場合の特例)の規定の適用があるときにおける減額後の外国孫会社に係る外国法人税の額については、<u>19-3-56</u> の本文の取扱いを準用する。</p> <p>(注) <u>連結法人が外国子会社から受けた配当等の額に係る当該外国子会社の外国法人税(外国孫会社に係る外国法人税を含む。)の額につき法第 81 条の 15 第 11 項の規定の適用(同条第 12 項の規定によりみなして適用する場合を含む。)</u> を受けた連結事業年度後の連結事業年度又は法第 69 条第 11 項(外国孫会社に係る外国税額の間接控除)の規定の適用(同条第 12 項の規定によりみなして適用する場合を含む。)<u>を受けた事業年度後の連結事業年度において当該外国法人税の額が減額されたため、これにつき令第 155 条の 41 第 6 項の規定により読み替えて適用される令第 155 条の 40 の規定の適用がある場合には、同条第 1 項の規定による個別減額控除対象外国法人税額とみなされる金額の計算及び円換算は、19-3-57 により行うものとする。</u></p> <p>(連結国外所得金額等の計算の明細書の添付) <u>19-3-59</u> .....</p> <p><u>令第 155 条の 36 第 2 項第 4 号(連結法人の外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)(令第 155 条の 41 第 3 項(連結法人の外国孫会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)の規定により読み替えて準用される場合を含む。)</u> に規定する外国子会社の所得の金額の計算の明細についても、<u>同様とする。</u></p>

<p>(外国法人税を課されたことを証する書類及びその提出先)</p> <p><u>19-3-41 規則第37条の6第1項第8号及び第2項第1号</u>……………</p> <p>……………これらの書類の写しのうち……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(外国法人税を課されたことを証する書類及びその提出先)</p> <p><u>19-3-60 規則第37条の6第12号及び第14号</u>……………</p> <p>……………これらの書類の写し及び同条第13号に規定する貸借対照表、 損益計算書及び株主資本等変動計算書、損益金の処分に関する計算書その他こ れらに類するものうち……………</p> <p>(注) ……………</p>
---	--

十六 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の法人税法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)、法人税法施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第105号)及び法人税法施行規則の一部を改正する省令(平成21年財務省令第18号)をいう。)による改正前の法人税法、法人税法施行令及び法人税法施行規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の法人税法、法人税法施行令及び法人税法施行規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の連結納税基本通達の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>